

# 解題

## はじめに

ここに翻刻した『川崎警察署文書』は、京浜歴史科学研究会で一九八六年九月以来、約三年をかけて解読したものである。この史料は『神奈川県史』通史編四、「第三章 議会政治の発足と県政」のなかで執筆者の内田修道氏により、はじめて紹介されたもので、神奈川県橋樹郡の川崎警察分署長から神奈川県警察本部の警部長へ宛てた、一八九〇（明治二三）年四月から一二月までの管轄区域に関する高等警察の活動報告書である。

実物は、一冊、縦二五・五センチ×横一八・五センチという、ほぼB五判、およそ六百頁におよぶもので、申請書類など付録の参考資料を除き、ほとんどがB四判の罫紙（一丁二六行）の半折である。表紙は、厚手の和紙を裏打ちしたもので、表題として『川崎警察署文書』と記されている。

なお、この史料は現在、東京大学法学部研究室に所蔵されており、一九八八年二月に憲政記念館の「明治の政党特別展」で一度、一般に公開されている。

## 一、『川崎警察署文書』の沿革

この『川崎警察署文書』の沿革を考える際、当時の警察機構および神奈川県警察の状況をおさえ、その中でこの文書が誰に何を伝える資料であったのかを見ておく必要がある。

さて、この当時の地方警察のあり方を示すものとしては、一八八六（明治一九）年九月公布の地方官制がある。これは府県知事以下、地方官の職制を定めた法令であるが、このなかで警察官に関する部分としては、まず第三〇条に「各府県ニ警察本部ヲ置キ（中略）警部長ヲシテ其長ニ充テ」云々という規定がある。神奈川県でも、

## 植山 淳

この規定にもとづき横浜に警察本部が置かれ、警部長一名が県内の警察を統括することになっていた。

その下には、第三一条の「府県内各郡区ニ警察署一箇所ヲ置キ警察署ノ下其部内ニ於テ警察分署ヲ配置シ」云々という規定に見られるように、各郡と区（のちの市に相当）に警察署、その管轄下に警察分署が置かれていた。実際、神奈川県にも一七の警察署が横浜と各郡および居留地に、さらにその下に一〇の警察分署が置かれていた（拙稿「『川崎警察署文書』をめぐる」〔『京浜歴史科研年報』第四号（一九九〇・一月）〕の表一を参照）。

橋樹郡には、二つの警察分署が存在している。橋樹郡警察署が神奈川県青木にあり、そのほかに川崎と溝ノ口に川崎警察分署、高津警察分署がそれぞれ置かれていた（前掲拙稿表二参照）。なお橋樹郡警察署には、警部が三人いるが、おそらく一名が橋樹郡警察署長、他の二名が川崎および高津の分署長にあたるのではないかと思われる。

つまり、この『川崎警察署文書』は、川崎警察分署長の警部から、横浜の神奈川県警察本部の警部長へ提出された報告書の写しである。ところで、この『川崎警察署文書』には、月に一度づつ「機密費」または「高等警察機密費」といった費目の請求書が登場する。さらに、ここには強盗や窃盗、あるいは殺人といった犯罪の報告が一つも見られないことから、この文書は高等警察の活動報告書と推定される。高等警察活動については、地方官制第二八条第一項「管内高等警察ノ事」として、知事の指揮命令の下、警部長が中心となって行われることが規定されている。『川崎警察署文書』は、荻野富士夫『特高警察体制史』が指摘する、帝国議会開催前後の高警察機構の整備・強化期の実態を明らかにする史料であるといえ

よう。

そしてこれは、警部長のところでは整理され、あるものは知事へ、あるものは直接、内務省、内務大臣、そして総理大臣山県有朋の許へ回付されたと推定される。しかしどの段階の史料かという、史料の厳密な性格については、筆者には未だ明らかにすることが出来なかった。

ここで『川崎警察署文書』に登場する主な警察官たちを紹介しておこう。

まずこの史料の作成者、すなわち川崎警察分署長であるが、一八九〇（明治二三）年四月の時点では神奈川出身の岡田宗直という警部がこのポストにおり、史料番号九番までの史料は四番を除いてこの人物の筆によるものと思われる。

五月になって人事移動があったのか、橋樹郡警察署長の黒河内良が代行を勤めたのち、一九日付の史料から梶田定吉が川崎警察分署長として登場する。以後、本史料のほとんどは彼によって記されたものである。梶田は石井多吉巡查部長以下、久下光広、角田鍊治、土佐熊蔵といった部下を使い、管轄区域内の町村の様子や演説会の内容などについて種々の調査を行い、収集された情報を取捨選択し、報告書を作成している。しかし、残念なことには、梶田定吉に関する情報は少なく、我々が知り得たことは、彼は東京出身で、東京警察練習所から南多摩警察署町田分署長を経て、本官に転任してきたということだけである。

この報告書を受け取る神奈川警察本部の警部長は高橋仲次である。彼は、明治一六年から神奈川警察部長を勤めていた田健治郎（のち通信大臣、農商務大臣、台湾総督などを歴任）の後任として明治二二年一月、高知県警部長から転任した。高橋は、前任者に引き続き、警察機構の整備に意を用い、第一回衆議院議員選挙を無事にのりきった後、明治二四年四月、警視となった警視庁に転出した。彼は鹿兒島出身であり、当時、薩摩閥の強かった警視庁（初代大警視川路利良以来、六代警視総監まですべて鹿兒島出身）の中で順調に

出世し、明治二五年七月には巡查本部長（いわゆる警務部長、警視総監に次ぐポスト）にまでなっている。

## 二、川崎警察分署管轄区域の概況

この『川崎警察署文書』を取り扱う際、警察機構とともに考えておかなければならない問題として、川崎警察分署の管轄区域の当時の状況がある。以下、その概況を見ておこう。

川崎警察分署の管轄区域は、川崎町、大師河原村、田島村、町田村、御幸村、住吉村、日吉村の一町六村である。これは、北が多摩川、南が鶴見川、東が東京湾と三方を水辺で挟まれ、西は日吉丘陵につらなる地域で、現在ここは川崎市の川崎区と幸区の全域、中原区の一部のほか、横浜市の鶴見区と港北区に分断編入されており、京浜工業地帯の中核をなす地域といえる（別掲地図参照）。

この区域の特徴については、新井一弘「近代初頭の川崎町とその周辺」（『京浜歴史研究年報』第四号）の中で整理されているので、ここではこれを簡単に紹介しておこう。

この区域は、文政一〇年に起源を持つ川崎領組合以来、幕末の川崎宿寄場組合、維新期の川崎組合、大小区制下の第四大区といった、一円的な地域編成が維持されてきた。さらには近世以来の海付村組合や用水組合といったものも運用されつづけており、伝統的に「自生的な地域形成」がなされていたという。

さらに東京、横浜といった大都市に近いという地理的な条件から、梨や桃をはじめとする多角的な商業的農業を営む都市近郊型地域の特徴を形成してきた。また政治都市東京と開港場横浜とをつなぐ交通路として、六郷橋の架橋問題や海苔養殖場の認可等の問題を抱えており、自由民権期には、郡長を会主とした橋樹郡親睦会を誕生させるなど、政治的に進んだ地域であったとしている。

その他、この地域は、旧村落（字）の飛地が県内他地域には見られないほど多い。この飛地は、多摩川や鶴見川の下流域の村落に特有のものであり、旧村落間の入会地であると考えられる。このよう

に、境界の分合交換が未整理のまま町村制が施行され、幾多の矛盾を抱えこむことになったという。

### 三、『川崎警察署文書』の概要

では、この史料の特徴と、その内容について簡単に述べておこう。なによりも、本史料の特徴は、常に地域を客観的に捉えようとしていることである。そのことは貧民の生活状況の記事に何よりもはっきり見てとれる。

この明治二三年は、前年の不作で米価が高騰するが、そのなかで貧民層の生活状況はどうか、何を食べているか、どういった職業についているかなどのレポートは、横山源之助『日本の下層社会』を彷彿させる。

また、商法や町村制等の施行について、民衆がどう受け取っているか、という報告では、商法施行は時期尚早であるとはっきり言及し、町村制施行についても、大師河原村などの例から「自治体ノ職務ノ何タルヲ知ラサル人民へ自治ヲ許スハ有害無益」と述べるなど、梶田定吉の鋭い指摘がこの史料のもうひとつの特徴となっている。

次にこの史料の内容は、政談演説会の傍聴筆記などをのぞき、およそ以下のようにまとめられる。

#### A 第一回衆議院選挙について

○候補者の動き、選挙基盤の様子

○警察の警備・動員について

#### B 各村内の諸問題

○大師河原村の養蠟場・海苔場、村共有地に関する紛議

○御幸村での横浜煉瓦製造場建設に関する紛議

○川崎町（砂子、小土呂地区）共有金に関する紛議

○大師河原村での貧民救済に関する紛議

○洪水による御幸村、田島村での堤防をめぐる紛議

○川崎町で起こった存娼運動について

○各村村長職をめぐる問題

#### C 政治的諸問題に対する民衆の反応についての各種調査

○板垣の上京について

○元老院議員叙任について

○民法、民事訴訟法、商法施行について

○町村制施行について

○政社の状況

（第一回衆議院議員選挙および集会及政社法的前提として）

#### D その他

○生産状況、貧民の生活状況

○県官の専断（堤防決壊の問題）について

○橘樹郡書記（綿貫久八郎）の困窮をめぐる問題

○川崎警察分署の探偵資金（機密費）について

○宗教（日吉村箕輪の天理教会）について

○都筑・久良岐・橘樹三郡の合併案（田島村村会）ほか

特にこのなかで多くの分量を割いているものは、この年の七月一日に投票が行われた、第一回衆議院議員選挙についての記事と町村制施行に伴う管内各町村内部における諸矛盾、諸問題の克明な調査報告である。この前者については前掲拙稿において紹介しており、参照されたい。

後者については、その一つ一つが町村制施行直後の町村の混乱状況を示すものとして非常に興味深い。なかでも特に大師河原村における村内の紛争は、海苔業や養蠟業に関する伝統的な既得権の所有者と非所有者間の対立、それらの運営基金（共有金）や村の共有地の処分をめぐる総代と株主の対立、漁業従事者と農業従事者との対立など、これまで累積してきた村内の様々な対立が、開設されたばかりの村会で、旧村長派対新村長派の対立として、一挙に噴き出したものである。ここからは、近世以来の伝統的な地域編成と近代的な「村」の矛盾、伝統的な産業構造と新しい経済環境の矛盾がはっきりあらわれるという意味においても、注目に値するといえよう。